

知立老人保健施設 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人光慈会が開設する知立老人保健施設（以下「施設」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 施設の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになるとともに、その者その居宅における生活への復帰を目的とする。

2 施設の従業者は、入所者の意志及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立つて介護保健施設サービスの提供に努める。

3 介護保健施設サービス等の実施にあたっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 医療法人 光慈会 知立老人保健施設
(2) 所在地 愛知県知立市新林町北林44番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務職員 医師と兼務）
施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 従業者

医師	1名以上
薬剤師	1名以上
看護職員	10名以上
介護職員	25名以上
支援相談員	1名以上
理学療法士	2名以上
作業療法士	3名以上
言語聴覚士	1名以上
管理栄養士	1名以上
介護支援専門員	1名以上
事務員	1名以上
給食	委託

(入所定員)

第5条 入所定員は100名とする。(多床室22室・特別個室6室・個室4室・2床室一室)

(介護保健施設サービスの内容)

第6条 介護保健施設サービスの内容は次のとおりとし、介護保健施設サービスを提供した場合の利用料の額は、それぞれ介護報酬告示上の定める額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
- (2) 機能訓練及びその他必要な医療
- (3) 療養上の世話
- (4) 健康チェック
- (5) 退所時指導

(利用者負担額等)

第7条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

1 保険給付の自己負担額を別に定める料金表により支払いを受ける。

2 食費は1日あたり1,949円を徴収する。

ただし、食費について、負担限度額認定を受けている場合には認定証に記載されている食費負担限度額を1日あたりの食費の上限とする。

3 居住費（療養室の利用費）は以下の費用を徴収する。

多床室（認知症専門棟個室含む） 700円／日

2人部屋 700円／日

従来型個室 2,000円／日

ただし、居住費について、負担限度額認定を受けている場合には認定証に記載されている居住費負担限度額を1日あたりの居住費の上限とする。

4 教養娯楽費（クラブ材料費等）につき、以下の費用を徴収する。

教養娯楽費 100円／日

5 特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用として利用者が負担すべき費用は、次の額を徴収する。

従来型 個室 1,080円／日

2人部屋 540円／日

6 理美容代は、1,800円／回を徴収する。

7 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

8 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第8条 1 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 別に定める入所者の守るべき事項を守り、他の迷惑にならないようにする。

- (2) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(非常災害対策)

第9条 施設は、防火管理者についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第10条 施設は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用研修 採用後3か月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- 2 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持する。
 - 3 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(身体の拘束等)

第11条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者的心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

- 2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(虐待の防止等)

第12条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第13条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、

その発生を防止するための体制を整備する。

附則

この規程は、平成24年4月1日より施行する。

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

この規程は、平成26年7月1日より施行する。

この規程は、平成27年7月1日より施行する。

この規程は、平成28年7月1日より施行する。

この規程は、平成30年7月1日より施行する。

この規程は、平成31年2月1日より施行する。

この規程は、令和2年7月1日より施行する。

この規程は、令和3年7月1日より施行する。

この規程は、令和5年5月1日より施行する。